



2024年2月19日

各 位

会 社 名 静岡ガス株式会社
代 表 者 名 社長執行役員 松本 尚武
(コード番号：9543 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートサービス本部 木村 和寿
総務部 総務担当マネジャー
(TEL：054-284-4141)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2024年2月19日の取締役会決議により、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの背景と目的】

当社グループは、「地域社会の発展に寄与するため」を企業理念に掲げ、持続的な地域社会の発展に貢献すべく、お客さまへ最適なソリューションを提供する「地域 No. 1 ソリューション企業グループ」を目指し、1910年の創立以来、都市ガス事業を機軸として、LPG事業、電力事業、くらしサービス事業やエンジニアリングサービス事業等を展開しております。

当社グループを含む日本のエネルギー業界においては、自然災害の増加や地政学的リスクの高まりなど、先行きが不透明な状況が続く中、人口減少や少子高齢化、エネルギーの自由化等を背景に業種や地域の垣根を越えた競争が一層激しさを増す一方で、引き続きエネルギー安定供給の責任を果たすことが求められております。加えて、2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、当社グループが提供するガス・電気のカーボンニュートラル化のみならず、お客さま先・地域全体でのエネルギー高度利用と省エネ推進が求められるなど、さまざまな場面で持続可能な社会を目指す動きが広がっております。

当社グループでは、目まぐるしく変化する事業環境の下、グループの基盤となる都市ガス事業において、天然ガスの普及拡大、グループ顧客基盤の拡大による継続的な成長と、主要な設備へのレジリエンス施策を通じた「安全・安心」の両立を図りつつ、「地域の皆さまと共につくる新しい価値創造のサイクル」を「2030年ビジョン」に掲げ、新たな成長事業と位置付けた再生可能エネルギー事業、海外事業などに取り組んでおります。再生可能エネルギー事業においては、太陽光・バイオマス発電の開発に加え、耕作放棄地への太陽光発電設備設置など地域の課題解決に繋がる取り組みを推進しております。海外事業においては、東南アジア・インド地域を中心に国内ガス事業で培った技術・ノウハウを活用した天然ガスシフトやエネルギーの高度利用、地域に適した再生可能エネルギーの開発に取り組んでおります。

また、2050年カーボンニュートラル実現への取り組みとしては「2050年カーボンニュートラルビジョン」掲げ、食品や製紙など多様なエネルギー多消費型産業が集積する静岡県の特性を活かしつつ、燃料転換等による天然ガスシフトやエネルギーの高度利用、カーボンニュートラルガスの販売、再生可能エネルギーの開発等を推進しております。そのノウハウは東南アジア地域を中心とする海外へも展開し、それぞれの地域の課題解決にも貢献していきます。

かかる状況のもと、当社グループは、都市ガスの安定供給のためのガス導管などの設備投資、安全・安心の維持向上に向けたレジリエンス投資に加え、再生可能エネルギーの開発及び海外事業への投資が今後も継続的に見込まれることから、今般、自己株式の処分により新たな成長資金を調達することを決議いたしました。当該自己株式の処分による調達資金は、2024年12月末までに都市ガスの供給能力増強に資するガス導管の延伸投資資金の一部に充当する予定です。本調達資金の活用により、海外

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

情勢も含め不透明な経営環境の中での当社グループの事業基盤の拡大をより確かなものとし、機動的な投資を実施する強固な財務体質を背景に更なる成長に向けた取り組みの一層の推進を図ります。

当社グループは経営環境の変化を的確に捉え、経営資源を有効に活用し、企業価値の向上を実現させることにより、「株主」「投資家」はじめステークホルダーの皆様のご期待に応えられるよう取り組んでまいります。

また、上記自己株式の処分と同時に当社の一部の株主様を売出人とする当社株式の売出しを実施することにより、当社普通株式の流動性の向上並びに投資家層の拡大を図ってまいります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 441,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2024 年 2 月 27 日(火)から 2024 年 3 月 4 日(月)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 2024 年 3 月 5 日(火)から 2024 年 3 月 11 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、社長執行役員 松本 尚武に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,286,500 株
- (2) 売出人及び売出株式数 みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口
再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行 2,820,000 株
三菱化工機株式会社 466,500 株
- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 売出しとし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「売出しにおける引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100 株

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、社長執行役員 松本 尚武に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 559,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 559,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、社長執行役員 松本 尚武に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 559,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間（申込期日） 2024年3月28日(木)
- (5) 払 込 期 日 2024年3月29日(金)
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 上記(4)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、社長執行役員 松本 尚武に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社から当社株主から 559,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、559,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は 2024 年 2 月 19 日（月）の取締役会決議により、前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 559,000 株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、2024 年 3 月 29 日（金）を払込期日として行うことを決定しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2024 年 3 月 26 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、または処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	2,013,483 株	(2024 年 2 月 19 日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	441,000 株	
(3) 一般募集後の自己株式数	1,572,483 株	
(4) 本件第三者割当自己株式処分による処分株式数	559,000 株	(注)
(5) 本件第三者割当自己株式処分後の自己株式数	1,013,483 株	(注)
(注) 前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。		

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分に係る手取概算額合計上限 901,730,000 円については、当社グループの事業基盤の拡大をより確かなものとするべく、2024 年 12 月末までに基盤事業である都市ガスの供給能力増強に資するガス導管の延伸投資資金に充当する予定であります。

また、上記手取金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、当社グループの重要な設備投資計画については、2024 年 2 月 19 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については 2023 年 12 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

社名 事業所名等	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定日		完成後の 増加能力等
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
静岡ガス株 本支管	静岡市 他	ガス	供給設備	4,095	0	自己資金、 借入金、社 債及び自己 株式処分資 金	2024 年 1 月	2024 年 12 月	39km

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することで、当社グループの事業基盤の拡大、収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

長期的に企業価値を最大化するため、将来の成長に向けた投資と財務体質強化のための内部留保を行いつつ、安定配当の継続を基本としながら、業績ならびに株主資本利益率(ROE)と配当性向を乗じた株主資本配当率(DOE)などを総合的に勘案し、継続的な株主還元の実現を図ってまいります。なお、配当性向に関しては、3割を目標水準といたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期
1 株当たり連結当期純利益	55.55 円	80.60 円	190.19 円
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	18.00 円 (9.00 円)	19.00 円 (9.50 円)	25.00 円 (10.00 円)
実績連結配当性向	32.4%	23.5%	13.1%
自己資本連結当期純利益率	4.9%	6.7%	14.1%
連結純資産配当率	1.6%	1.6%	1.9%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり配当額を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権及び非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり配当額を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 2023年12月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプションを発行しており、その内容は以下のとおりであります。

なお、一般募集及び第三者割当による自己株式の処分後の当社の発行済株式総数(76,192,950株)に対する潜在株式数の比率は0.15%です。(2024年2月16日現在)

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
2014年3月27日	14,700株	1円	278円	2014年4月15日から 2044年4月14日まで
2015年3月25日	10,800株	1円	380円	2015年4月14日から 2045年4月13日まで
2016年3月23日	17,200株	1円	352円	2016年4月12日から 2046年4月11日まで
2017年3月22日	18,900株	1円	349.50円	2017年4月11日から 2047年4月10日まで
2018年3月23日	16,400株	1円	445円	2018年4月12日から 2048年4月11日まで
2019年3月20日	15,500株	1円	439円	2019年4月9日から 2049年4月8日まで
2020年3月25日	17,800株	1円	453.50円	2020年4月15日から 2050年4月14日まで

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

払込期日	手取概算額	調達後資本金	調達後資本準備金
2021年4月20日	34,267,861円 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	6,279百万円	4,098百万円
2022年4月20日	34,715,610円 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	6,279百万円	4,098百万円
2023年4月20日	34,149,192円 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	6,279百万円	4,098百万円

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始 値	1,035円	993円	1,097円	1,017円
高 値	1,394円	1,134円	1,278円	1,093円
安 値	898円	812円	955円	939円
終 値	985円	1,103円	1,026円	939円
株価収益率	17.73倍	13.68倍	5.39倍	—

- (注) 1. 2024年12月期の株価については、2024年2月16日(金)現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益(2023年12月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。)で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主である鈴与商事株式会社及び鈴与建設株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分、株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付、譲渡制限付株式報酬制度に基づく譲渡制限付株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。